

## ●マイナ保険証の利用が困難な方へ

施設入所や障がいなどの理由で、マイナ保険証の利用が難しい要配慮者に該当する場合、マイナ保険証を持っている方にも資格確認書を交付することができます。

ご希望の場合は申請が必要です。詳細は国保年金課までお問い合わせください。

## ●マイナ保険証ご利用上の注意

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限から3か月を経過すると、マイナ保険証が利用できなくなります。有効期限の2～3か月前に有効期限通知書が送付されますので、更新手続きを忘れずに行ってください。

電子証明書の有効期限は、マイナンバーカード発行日から5回目の誕生日です。

## Q&A

### Q1 マイナ保険証を利用しているが、マイナンバーカードを紛失した場合はどうすればいい?

A

国保年金課の窓口で交付申請を行えば、資格確認書を即日でお渡しできます。申請の際は本人確認できるものをご用意のうえ、ご来庁ください。マイナンバーカード自体の再発行手続きは市民課窓口で行ってください。

### Q2 マイナ保険証の利用をやめて、資格確認書がほしいときの手続きは?

A

利用解除の申請が必要です。お手続きは国保年金課の窓口または郵送で行うことができます。手続き後、資格確認書を発行します。

### Q3 就職や退職等で健康保険が変わる場合、マイナ保険証の再登録は必要?

A

マイナ保険証の登録がお済みであれば、再度登録する必要はありません。ただし、健康保険の加入および喪失の手続きは、マイナ保険証の有無に関わらず保険者への届出が必要です。

### Q4 マイナ保険証についてもっと知りたい場合はどうすればいい?

A

国の制度改正の内容やマイナ保険証全般に関しては、国が問い合わせ先を設けています。マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)へお問い合わせください。